

飲食事業者の販路拡大を目指す取組を支援します！

～飲食事業者等販路拡大補助金～



新たな生活様式への対応を目的として、町内の飲食事業者等が販路を拡大し、事業の継続または拡大を図るチャレンジに対し、その経費の一部について「千代田町飲食事業者等販路拡大補助金」を交付します。

1 補助対象経費等

補助対象経費※	交付対象者	補助金の額 (千円未満切捨)	交付要件
キッチンカー購入費 及び改装費	町内に店舗を有する飲食業者又は町内を拠点として町民を対象に定期的にキッチンカー事業を営んでいる者若しくはキッチンカー事業を営もうとする意志のある者	補助率2分の1 (上限額20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他移動販売業務に関する法令を遵守し、かつ、提供する飲食物等に応じた保健所の営業許可を受けている者（予定を含む。） 導入した車両を原則2年以上定期的な使用に供する意思があること。
空き店舗等を改装し、製造所（キッチン）機能を備えたレンタルスペースに改装した場合の経費	町内に店舗を有する飲食業者又は町内で今後レンタルスペースを活用して創業支援等により飲食業を振興しようとする意志のある者	補助率2分の1 (上限額20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 町内の空き店舗等を活用した事業であること。 整備したレンタルスペースを原則2年以上運用に供する意思があること。
自動販売機の購入費 又はリース料	町内に店舗を有する飲食業者又は町内で今後自動販売機を活用した販売事業を営もうとする意志のある者	補助率2分の1 (上限額20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 販売物品が野菜、果物、自家製加工食品などの食品類や飲料であること。ただし、販売物品が飲料メーカーのみである場合を除く。 リース料の場合、補助対象とできるのは申請期間内に支払う月々の費用のうち連続する任意の3か月間を限度とする。
マルシェの運営経費 (広報費、使用料、業務委託料、消耗品費、燃料費など)	町内に店舗を有する飲食業者又は町内の飲食業者等が5組以上出店するマルシェの主催者	補助率10分の10 (上限額5万円)	<ul style="list-style-type: none"> 申請期間内に町内で開催されるマルシェであること。 町内の飲食業者等が5組以上出店していること。

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。

申請方法等の詳細は、チラシの裏面をご覧ください。

2 申請方法

補助対象事業を開始する1ヶ月前までに、右記の必要書類を千代田町役場産業観光課に郵送又は窓口持参により提出してください。

○申請受付期間

令和4年5月16日（月）～11月30日（水）

※予算額に到達次第、受付終了

○申請書の入手方法

- ・千代田町ホームページからダウンロード
 - ・千代田町役場産業観光課窓口にて配布 等
- ※申請受理後、審査を行い、結果を通知します。

交付申請時提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④経費算出内訳書（別紙3）
- ⑤誓約書（別紙4）
- ⑥その他町長が必要と認める書類（見積書の写し等）

3 実績報告

補助事業の完了後30日以内または令和4年12月28日（水）のいずれか早い期日までに、右記の必要書類を千代田町役場産業観光課に提出してください。

○実績報告書類の入手方法

- ・千代田町ホームページからダウンロード
 - ・千代田町役場産業観光課窓口にて配布 等
- ※補助金は、実績報告の提出を受け、補助金額を確定した後に口座振込により交付します。

実績報告時必要書類

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②実施結果報告書（別紙5）
- ③収支決算書（別紙6）
- ④経費支出内訳書（別紙7）
- ⑤その他町長が必要と認める書類（事業完了を証明する書類（写真及び請求書・領収書の写し）等）

4 交付の対象とならない方

- ・千代田町暴力団排除条例（平成24年千代田町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- ・宗教団体又は政党その他の政治団体
- ・申請時点において町に納付するべき町税等を滞納している者
- ・上記に掲げるもののほか、本事業の趣旨から対象でないと町長が判断するもの

5 交付の対象とならない経費

他の補助金等の交付を既に受けている経費（交付決定を受けている場合を含む）

参考

用語解説

・キッチンカー

食品の調理加工ができる設備を備えた自動車により、車内で調理加工した食品等の販売営業を行うこと。

・レンタルスペース

利用者の用途に合わせて、一定の時間を決められた料金で貸し出すことができる個室空間のこと。

・マルシェ

5以上の者が出店して開催する即売会のこと。



町HPはコチラ

申請・問合せ先

千代田町役場 産業観光課 商工観光係 ☎0276-86-7005（土日祝を除く。）
〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町赤岩 1895-1（8:30～17:15）

